

「森林環境保全税」の継続について

皆さまのご意見をお寄せください

応募期限:10月4日(火)



トッキーノ

鳥取県では、県民共通の財産である森林を「県民全体」で守り育てていく取組の一環として、平成17年4月から「森林環境保全税」(県税)を導入し、手入れが必要な人工林の間伐や、放置竹林の解消、県民参加の森づくり活動などを支援してきました。

この税の適用期間は令和5年3月末日となっていますが、外部有識者を交えた検討会で「今後も継続が有効」との方向性になった※ことを踏まえ、県では適用期間を延長することを検討しています。

のことについて、県民の皆さまのご意見をお寄せください。※検討会の概要は別紙をご参照ください。

<概要>

- 税の適用期間を5年間延長します。
- 趣旨、課税方式、税率の変更はありません。
- より親しみやすく、森林環境税(国税)と混同しにくい名称に変更します。(名称は今後検討)
- 税の使いみち(使途事業)は、一部見直し・廃止をした上で、現行の事業の大半を継続します。

■税の概要

趣旨	すべての県民が享受している森林の公益的な機能を持続的に発揮させるため、森林環境の保全及び森林を守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てる。
課税方式	県民税均等割の超過課税方式
税率	【個人】 年間 500円 (県民税均等割の納税義務がある方) ※前年の所得が一定額以下の方(生活保護受給者や扶養されている方等)は課税されません。 【法人】 均等割税率の5%相当額 (年間 1,000 円~40,000 円)
適用期間	令和5年4月1日~令和10年3月31日(5年間)

■税の使途内容

本税を財源として、次の事業を引き続き実施します。

- | | |
|---------------------|-------------------------------------|
| ○人工林の間伐推進(間伐、作業道整備) | ○県民参加の森づくり活動
(森林体験活動、森林の保全・整備活動) |
| ○竹林対策(竹林の適正管理、林種転換) | ○制度の普及啓発 |

森林の公益的な機能※が持続的に発揮される「多様で健全な森林づくり」を目指して

※ 水源かん養 山地災害防止 二酸化炭素吸收 生物多様性保全 木材生産など



応募方法

- 電子メール、県の電子申請サービスによる応募フォーム、郵送またはファクシミリでお寄せいただくな、意見箱への投函(下記県の機関)および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- 提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になります。
- このチラシは県庁税務課のウェブページに掲載しているほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場の各窓口にも配架しています。

ウェブページのアドレス: <https://www.pref.tottori.lg.jp/30694.htm>



結果の公表 いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

«応募先»

鳥取県 総務部 税務課
郵送: 〒680-8570 (所在地は記載不要です)
電話: 0857-26-7053
ファクシミリ: 0857-26-7087
電子メール: zeimu@pref.tottori.lg.jp

«問合せ先»

○税の制度に関すること
鳥取県 総務部 税務課（連絡先は左記のとおり）
○税の使途(森林整備等)に関すること
鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課
電話: 0857-26-7335

「森林環境保全税」の継続に対する意見応募用紙

ご意見記載欄

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記にもご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町(以下、不要)	
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 80歳代以上

「鳥取県森林環境保全税のあり方検討会」における検討概要

本県の「森林環境保全税」は現在、第4期(平成30年4月からの5年間)の最終年度を迎えています。一方で、国税である「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設され、令和元年度より、国から市町村と県に対し、森林整備等の財源として配分されるようになりました。

これらを踏まえ、学識経験者等で構成する「鳥取県森林環境保全税のあり方検討会」を設置し、森林環境保全税のこれまでの事業効果等の検証を行うとともに、令和5年度以降の本税の存続の要否を含むあり方について幅広く客観的な視点で検討を行ってきました。

これまで3回にわたる検討の結果、次のとおり整理・確認し、本税の今後のあり方について一定の方向性が示されました。今後、第4回検討会で報告書のとりまとめを行う予定です。

※検討会の資料・議事要旨はこちら⇒ <https://www.pref.tottori.lg.jp/30694.htm>



1 森林環境保全税の概要と現状

- 鳥取県では、手入れ不足で公益的機能を十分に発揮できない森林の増加を背景に、森林を県民全体で守り育てる取組の財源として、平成17年4月から森林環境保全税を導入し、使途や税率、適用期間を見直しながら、現在まで継続してきた。
- 税収は毎年約1.8億円で、基金に積み立て、安定した財源として本税の趣旨に沿った使途に限り活用している。これまでの税収合計は約28億円で、うち約25億円を森林整備等などに活用してきた。令和3年度末時点で約2.7億円の基金残高がある。

■現行制度の概要

趣旨	すべての県民が享受している森林の公益的な機能を持続的に発揮させるため、森林環境の保全及び森林を守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てる。
課税方式	県民税均等割の超過課税方式
税率	【個人】年間 500円 【法人】均等割税率の5%相当額(年間 1,000円～40,000円)
適用期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日(5年間)

2 森林環境保全税を活用した事業の成果

- 本税を活用し、森林整備等の財源として、手入れが必要な人工林の間伐や作業道整備、放置された竹林の解消、県民参加型の森林体験活動の支援等を実施してきた。その結果、間伐の着実な実施、竹林面積の拡大の抑止、森づくりへの多数の県民の参加など、大きな効果が得られてきている。

■主な使途事業と実績(平成17～令和3年度の合計)

区分	主な使途事業	事業量	事業費
公益的機能の発揮のための森林整備	とつとり環境の森緊急整備事業 県が所有者に代わって行う人工林の強度間伐等	1,058 ha	242,824 千円
	間伐推進 保安林・普通林の間伐への上乗せ補助 森林所有者が行う間伐を支援	16,102 ha	847,296 千円
	保安林内の作業道整備への上乗せ補助 森林所有者が行う保安林内の作業道整備を支援	995,327 m	351,648 千円
	竹林整備事業(竹林の適正管理) 竹林の抜き伐り・皆伐、管理道等の開設、伐採竹の搬出を支援	242 ha	697,866 千円
	竹林の林種転換・保育(除伐)への上乗せ補助 竹林の伐採・植林、人工林への侵入竹の駆除を支援	276 ha	22,188 千円
意守識り森の育林醸てを成る	森林景観対策事業 国立公園等の景観の向上を図るための枯死木の伐採等を支援	1,549 ha	56,664 千円
	とつとり県民参加の森づくり推進事業 森林を守る意識を高めるための森林体験企画の実施を支援	企画数 323 件 参加者数 80,197 人	167,730 千円
	制度の普及啓発 税の目的、仕組み、使途事業などの県民周知(各種広報)	新聞広告、フォーラム等で広報	56,319 千円

3 鳥取県が目指す森林の姿と今後取組が必要な課題

- 県では、すべての県民が広く享受している森林の公益的機能が十分に発揮されるよう、木材の生産・利用と環境保全の調和が取れた「多様で健全な森林づくり」を目指している。
- 森林環境保全税を活用した事業等により森林整備は大きく進んできたが、目指す森林の姿に近づけるには、間伐の遅れの解消や竹林面積の減少など、今後も取り組んでいくべき課題がある。
- これらの取組を一定期間継続して安定的かつ確実に推進するためには安定した財源の確保が必要である。

4 森林環境税・森林環境譲与税(国税)との役割分担

- 国では「森林環境税」の創設が決まり、この財源は県・市町村に「森林環境譲与税」として配分される。令和元年度から段階的に配分が始まっており、満額配分となる令和6年度以降は、県内市町村に約6.3億円、県に約7千万円が毎年配分される見込である。これを踏まえ、森林環境保全税(県税)のあり方を検討した。
- 森林環境譲与税は、所有者による経営管理が困難な森林や所有者が不明な森林の増加を背景に、平成31年4月から導入された「森林経営管理制度」に基づき、森林所有者に代わって市町村が行う森林整備等に必要な財源として創設されたものであるが、用途は幅広く活用可能とされている。
- 県内市町村の大部分は、創設の趣旨を踏まえ、森林環境譲与税の最も大きな用途を、今後新たに取り組む森林経営管理制度に基づく森林整備であると認識している。その整備量は膨大で、長期的にみて森林環境譲与税は余る状況ではないと考えている。県は森林環境譲与税を、そのための人材育成やデータ整備等、市町村の支援に活用する。
- これに対し、県の森林環境保全税では、林業経営が行われている森林で森林所有者が行う間伐や竹林対策の支援などの事業規模が大きな取組や、県民参加の森づくりなど広域的な取組を引き続き担うことで、両税はそれぞれの役割を担う。

5 県民アンケートの結果

- 令和4年6月に実施した県政参画電子アンケート会員に対するアンケート(697名のうち442名が回答。回答率63.4%)では、今後も森林環境保全税を負担することに「賛成」「どちらかと言えば賛成」との回答が81%であった。適切と考える負担額は、年間500円との回答が66%であった。
- 森林環境保全税のことを64%が「知らない」と回答しており、県民の認知度向上が課題である。

6 令和5年度以降の森林環境保全税の基本的方向(提言案)

(1) 森林環境保全税の制度

<基本的方向性>

- 本県の森林には引き続き取り組むべき課題があり、県が目指す森林の姿の実現には、安定した財源により確実に取り組んでいく必要があることから、今後も継続が有効である。

<税率・適用期間>

- 税率、適用期間は据置き ·税率…個人:年額500円、法人:年率5% ·適用期間…5年間

<名称>

- 森林環境税(国税)との混同を避け、認知度を高めるためにも、より親しみやすく、県民参加の森づくりをイメージしやすい名称へ変更することが望ましい。

(2) 森林環境保全税を活用する事業(案)

区分	使途事業(案)	見直し内容・理由	
公益的機能の整備揮のための 森林	間伐推進 保安林・普通林の間伐への上乗せ補助 森林所有者が行う間伐を支援	継続	・間伐の遅れの解消のために必要
	保安林内の作業道整備への上乗せ補助 森林所有者が行う保安林内の作業道整備を支援		
竹林対策	竹林整備事業(竹林の適正管理) 竹林の抜き伐り・皆伐、管理道等の開設、伐採竹の搬出を支援	一部見直し	・対象とする竹林のエリアを限定 ・事業実施主体から市町村を削除
	竹林の林種転換・保育(除伐)への上乗せ補助 竹林の伐採・植林、人工林への侵入竹の駆除を支援		・対象とする竹林のエリアを限定 ・林種転換の推進のためエリア内で支援を拡充
意守識り森の育林築てを成る	森林景観対策事業 国立公園等の景観の向上を図るための枯死木の伐採等	継続	・景観の回復・向上を図る上で特に重要なものに限り県直営事業として見直し
	とつとり県民参加の森づくり推進事業 森林を守る意識を高めるための森林体験企画の実施を支援		・県民参加の推進のため、新たな担い手の参入促進に向けた要件緩和・拡充
	制度の普及啓発 税の目的、仕組み、使途事業などの県民周知(各種広報)		・森林保全の取組とそれに活用される税の周知のために必要
	とつとり環境の森緊急整備事業 県が所有者に代わって行う人工林の強度間伐等	廃止	・必要な箇所は初期に実施済みであり事業完了
	モザイク林造成への上乗せ補助 モザイク林造成のための小規模皆伐に係る再造林を支援		・別事業の活用が進んでいるため廃止

(3) 森林環境保全税の存続に当たり留意すべき点

- 周知・広報活動、事業への県民参加の推進、事業の成果や実施状況の公表など、本税の意義について県民に理解していただくための工夫が引き続き必要である。